平成２６年（フ）第６５号
愛知県刈谷市野田町陣戸池72番地１　グローリアス東刈谷壱番館402号竹澤方、前住所東京都足立区梅島２丁目３番９―305号
債務者　梶　　真央
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月７日午後３時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１０４号
東京都調布市深大寺元町４丁目35番地１都営深大寺第２アパート３―302
債務者　漆原　　猛
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月22日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２３９３号
東京都町田市南成瀬３丁目５―６　サンホワイトＥ110―22
債務者　大谷　晃弘
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４１４号
埼玉県上尾市愛宕１―７―20、住民票上の住所埼玉県春日部市大沼３丁目106―３
債務者　大引　　収
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４３４号
神奈川県相模原市緑区下九沢1751―15
債務者　竹田まゆみ
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４３５号
埼玉県川越市大字古谷本郷1492―５―Ｊ―２―104
債務者　鈴木　康修
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４３６号
神奈川県高座郡寒川町一之宮４丁目11―17
債務者　高橋　幹也
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１８３号
千葉県成田市公津の杜３丁目37番地２
破産者　株式会社デザイナーズエクステリア
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１８４号
千葉県佐倉市山崎183番地２　コルサム佐倉204号、開始決定時の住所千葉県佐倉市本町113番地５
破産者　串田　哲也
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７２号
福岡県うきは市浮羽町高見93番地
破産者　原　サチ子
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第８７号
茨城県神栖市日川4212番地の２
破産者　菅谷塗建工業株式会社
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第３２１号
茨城県下妻市下妻丙144番地
破産者　有限会社矢島建築工業
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第６８号
茨城県下妻市下妻丁132番地
破産者　有限会社筑波学園ビジネス・マシン
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２２８号
栃木県矢板市中150番地113
破産者　有限会社八伸建設
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２７１号
埼玉県秩父郡長瀞町大字中野上560番地
破産者　新建工業株式会社
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１０５７号
千葉県市原市八幡1472番地５
破産者　有限会社集組
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１６２７号
名古屋市中区大須３丁目45番２号
破産者　株式会社ザフットワーク
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７５９号
神戸市中央区生田町１丁目４―20新神戸ビルディング７階
破産者　有限会社御洒落本舗
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部